

滋賀県有機農業推進計画

平成22年10月策定
平成28年3月一部改正
滋賀県

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

有機農業は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、安全かつ良質な農産物に対する消費者ニーズに応える取組です。

また、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであり、生物多様性の保全に資するものです。

国においては有機農業の発展を目指すため、平成18年12月に有機農業の推進に関する法律(以下、「有機農業推進法」という。)が施行され、平成19年4月には、有機農業の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じるための基本的な事項を定めた「有機農業の推進に関する基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)が公表されました。さらに、平成26年4月に、有機農業の一層の推進を図るため、新たな基本方針が公表されました。

本県では、平成22年10月に、有機農業推進法第7条第1項の規定に基づき、滋賀県有機農業推進計画(以下、「推進計画」という。)を策定し、有機農業を実践する農業者(以下、「有機農業者」という。)の支援等を実施してきました。

今般、新たな基本方針の公表や、平成26年度に実施した県内における有機農業実態調査の結果等を踏まえ、推進計画を改正します。

(2) 計画期間および目標

計画期間 当計画の期間は、平成28年度からおおむね5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

目 標 この計画期間においては、県における有機農業の推進体制の整備および環境保全型農業直接支払交付金を活用した有機農業の取組の拡大を図ります。

2 有機農業の推進に関する基本的な考え方

(1) 本県が推進する有機農業の定義

本県が推進する有機農業は、有機農業推進法第2条に定義されている「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」です。

(2) 推進の基本的な考え方

有機農業は、雑草や病害虫対策、施肥管理等の栽培面や、流通・販売面において、生産者ごとに様々な方法で行われています。このため、有機農業の画一的な推進は難しく、有機農業者や新たに有機農業に取り組もうとする農業者の主体性を重視し、自主的な取組に対する支援に重点を置くものとします。

また、消費者の有機農産物に対する需要が拡大していることを踏まえ、消費者の有機農

業ならびに有機農産物に対する理解の促進を図ります。

3 本県における有機農業の現状と推進上の課題（平成26年度有機農業実態調査の結果等より）

(1)現状

県内では、環境保全型農業直接支払交付金のうち「⑤有機農業の取組」に、213人(法人を含む)の有機農業者が462ha で取り組んでいます。作物別では、そばが最も多く、231ha(50%)、次いで水稲が197ha(43%)、麦・大豆が21ha(4%)となっています。

なお、有機JASほ場は174ha(農林水産省公表)となっています。

また、その販売先としては、大半が「個人」への販売であり、次いで「直売所」、「飲食店」の順となっています。

(2)推進上の課題

ア 技術上の課題

有機農業者の半数以上が「雑草対策」を課題として挙げており、次いで「土づくり・施肥」、「病虫害対策」の順となっています。その対策として、それぞれの有機農業者ごとに様々な技術が実施されています。

イ 流通上の課題等

有機農産物の販売場所が限られており、また、生産量自体が少ないため、一般の消費者が容易に入手できる状況ではありません。

4 これまでの取組

県では、推進計画の策定以降、以下の取組を実施してきました。

(1)技術情報の収集と提供

県内の先進的な有機農業者や国等の試験研究機関から技術情報を収集し、県のホームページに掲載するとともに、県の担当者による情報共有を行っています。

(2)有機農業者に対する支援

食のブランド推進課、農業技術振興センターならびに各農業農村振興事務所に有機農業担当者を配置し、技術面、経営面から支援を実施しています。

また、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、生産のかかり増し経費に対する支援を実施しています。

(3)有機農業技術に関する実証試験

独立行政法人の試験研究機関と連携して、新たに開発された乗用型除草機の実証試験等を実施しました(H24～H26)。

(4)消費者への情報発信

県内の有機農業者に関する情報や有機農業体験に関する情報を県のホームページに掲載し、消費者等へ情報発信を行っています。

(5)有機農業に関する実態調査の実施

県内の有機農業者に対して実態調査を実施し、現状や問題点、技術面からのニーズ等の把握を行いました(H24およびH26)。

5 有機農業の推進に関する具体的施策

(1) 本県に適した有機栽培技術の情報収集と提供

国や独立行政法人、他の都道府県の試験研究機関、県内の先進的な有機農業者から積極的に情報収集を行い、本県の気候や土壌条件に適し、安定的な収量と品質が確保できる有機栽培技術に関する情報を、必要とする有機農業者等へ提供するよう努めます。

(2) 有機農業者への支援

有機農業者等で構成される団体等(以下、「有機農業者団体等」という。)と意見交換を行い、有機農業の現状や課題、有機農業者のニーズの把握に努めるとともに、相談窓口を設置して有機農業者や新たに有機農業に取り組もうとする農業者に対して、技術的な支援や経営への助言等を行います。

また、市町と連携し環境保全型農業直接支払交付金制度を周知し、積極的な活用を推進します。

さらに、環境こだわり農産物認証制度における、有機農業で生産された農産物に対する新たな表示について検討し、実施します。

(3) 消費者の理解促進

県のホームページ等において有機農業体験等の情報発信を行うとともに、有機農業に関するパンフレットの配布等により、有機農業や有機農産物に対する消費者の理解の促進に努めます。また、有機農業者の協力を得て、県内での生産情報を消費者や流通加工事業者等に提供するとともに、消費者や流通加工事業者等のニーズを有機農業者へ伝えます。

6 関係機関との連携・協力および県機関の役割分担

(1) 関係機関との連携・協力

県は、国や他の都道府県、市町、農業協同組合等の農業団体、流通加工事業者、有機農業者団体等と連携・協力しながら、有機農業の推進に取り組みます。

(2) 有機農業推進連絡会議の設置

県は、行政・試験研究・普及の各機関による「有機農業推進連絡会議」を設置し、推進計画の具体化や情報の共有に努めます。

(3) 県機関の役割分担

県は、有機農業の推進にあたり、食のブランド推進課、農業技術振興センターおよび農業農村振興事務所に担当者を配置します。

食のブランド推進課では、推進のための総合的な調整や施策の具体化等を行います。また、農業技術振興センターでは、有機農業の推進につながる技術についての情報の収集や技術・経営に関する調査を実施します。

さらに、農業農村振興事務所では、有機農業者および新たに有機農業に取り組もうとする農業者に対して、相談窓口として助言や情報の提供を行います。